

捺印

有料  
職業紹介事業許可証再交付申請書  
職業紹介事業変更届出書  
職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書  
有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲  
特別の法人無料職業紹介事業変更届出書

## 代表者・役員の変更の場合

① 平成29年7月20日

厚生労働大臣 殿

法人又は団体にあってはその名称及び代表者の  
氏名を記名押印又は署名してください。

かぶしきかいしゃ じゅきゅうちょうせいじぎょうぶ  
株式会社 需給調整事業部

②申請・届出者 氏名 代表取締役社長 東京太郎

代表者印

1. 職業安定法第32条の4第3項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。
2. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり再交付を申請します。
3. 職業安定法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。
4. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。
5. 職業安定法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届出及び書換申請をします。
6. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届出及び書換申請をします。
7. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の3第2項において準用する第32条の12第1項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めたので届け出ます。
8. 職業安定法第33条の3第2項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。

代表者の変更を行う場合は新代表者名  
で届出してください。

記

④⑤については登記の表記どおりに記入してください。

③許可・届出番号	13-ユー30001		
④氏名又は名称	かぶしきかいしゃ じゅきゅうちょうせいじぎょうぶ 株式会社 需給調整事業部		
⑤所在地	〒 108-8432 電話 03(3452)●●● ちよだくくだんみなみ 千代田区九段南1-2-1		
⑥事業所	(ふりがな) 名称		
	(ふりがな) 所在地		

代表取締役及び役員の変更の場合は「⑥事業所」は記載しない。ただし、  
代表者等が紹介責任者を兼任する場合は当該事業所を記載してください。

捺印

⑦変更事項	代表取締役社長及び役員の変更		
⑧変更前	代表：大阪 一郎	役員：鈴木■■、石井▲▲	
⑨変更後	代表：東京 太郎	役員：田中〇〇、高橋〇〇	
⑩取扱職種の範囲等	就任日と退任日が異なる場合には、それぞれ記載すること。 就任：平成〇年〇月〇日、退任：平成〇年〇月▲日		
⑪変更(廃止) 年 月 日	平成29年7月1日		
⑫職業紹介責任者	氏名	住所	
⑬変更(廃止)理由 再交付理由	役員改選のため 備考欄には、担当者職、氏名及び連絡先を記載してください。		
⑭備考	総務課長 佐藤 ▲▲ TEL 03(3452)〇〇〇〇		

なお、申請者（法人にあっては役員を含む）については、職業安定法第32条各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと、~~職業紹介責任者については、未成年者に該当せず、かつ、同法第32条第1号から第8号までのいずれにも該当しないことを誓約します。~~

必ず誓約をしてください。

### 代表者や役員の変更について

#### 《提出様式》

- ・職業紹介事業変更届出書(様式第6号) 原本1部、写し2部

#### 【添付書類】

- ①登記簿謄本(履歴事項全部証明書) 原本1部、写し1部
  - ②就任した方の住民票の写し(本籍地、または国籍及び在留資格記載のもの) 原本1部、写し1部  
\*マイナンバー(個人番号)の記載のないもの(全世帯分は不要)
  - ③取締役から代表取締役になった場合、氏名・住所に変更が無ければ省略可能
  - ④就任した方の履歴書 原本1部、写し1部  
\*写真は不要  
\*「氏名」「生年月日」「住所」「最終学歴」「賞罰の有無」を記載  
職歴は「入社・退社の年月」「役員の就任・退任の年月」を明記し、空白期間のないように記載。  
(例)求職活動、法人設立準備等詳細に記載すること。
  - \*他の法人で代表者・役員を兼ねている場合、その法人の定款・登記簿謄本等のコピーなど  
事業目的が確認できれば、会社案内やホームページを印刷したもの等でも結構です。
- 【提出期限】変更日の翌日から30日以内

第3面、第4面、第5面は記載要領なので、提出の必要はありません。

## 記載要領

### 1 有料・無料職業紹介事業許可証再交付申請書の記載方法

- (1) 有料職業紹介事業許可証の再交付を申請する場合には、表題中「・無料」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに2以下の全文を抹消すること。
- (2) 無料職業紹介事業許可証の再交付を申請する場合には、表題中「有料・」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1及び3以下の全文を抹消すること。

### 2 有料・無料職業紹介事業変更届出書の記載方法(14の場合を除く。)

- (1) 有料の職業紹介事業に係る変更の届出をする場合には、表題中「・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1、2及び4以下の全文を抹消すること。
- (2) 無料の職業紹介事業に係る変更の届出をする場合には、表題中「有料・」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から3及び5以下の全文を抹消すること。

### 3 有料・無料職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書の記載方法

- (1) 有料職業紹介事業に係る変更の届出をするとともに許可証の書換えを申請する場合には、表題中「・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「・無料」、「有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から4及び6以下の全文を抹消すること。
- (2) 無料職業紹介事業に係る変更の届出をするとともに許可証の書換えを申請する場合には、表題中「有料・」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「有料・」、「有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から5及び7以下の全文を抹消すること。
- (3) 許可証の書換えを申請する場合は、⑥欄に変更する事項が該当する職業紹介事業を行う全ての事業所の名称及び所在地を記載することとし、⑦欄に変更する事項を記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。

第3面、第4面、第5面は記載要領なので、提出の必要はありません。

## 様式第6号（第4面）

### 4 有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書の記載方法

- (1) 有料職業紹介事業の取扱職種の範囲等を定め、届出をする場合には、表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「・無料・特別の法人無料」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から6まで及び8の全文並びに7の「第33条第4項において準用する・第33条の3第2項において準用する」を抹消すること。
- (2) 無料職業紹介事業の取扱職種の範囲等を定め、届出をする場合には、表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・」、「・特別の法人無料」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から6まで及び8の全文並びに7の「・第33条の3第2項において準用する」を抹消すること。
- (3) 特別の法人無料職業紹介事業の取扱職種の範囲等を定め、届出をする場合には表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から6まで及び8の全文並びに7の「第33条第4項において準用する・」を抹消すること。
- (4) ⑩欄には、職業紹介事業を行う事業所ごとに取扱職種の範囲等の内容を記載すること。記載し得ない場合は別紙に記載して添付すること。
- (例) 職業  
(イ) 事務的職業、会社・団体の役員、飲食物調理の職業、林業の職業など
- (例) 地域  
(ロ) 国内、大阪府、中部地方など
- (例) その他  
(ハ) 紹介予定派遣に関するもの、母子家庭の母等、中高年齢者、本校所定の課程を修了した者など  
(二) 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第11条により公共職業安定所が求人不受理とことができる求人者に該当する旨の自己申告があつた求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人は取り扱わない。
- (5) 取扱職種の範囲等の変更については「取扱職種等の範囲等」の欄に変更後のものを記載することとし、変更前の取扱職種の範囲等を⑧変更前の欄にも記載すること。

第3面、第4面、第5面は記載要領なので、提出の必要はありません。

## 様式第6号（第5面）

### 5 特別の法人無料職業紹介事業変更届出書の記載方法

特別の法人が無料職業紹介事業を行う事業所の新設を届け出て行う場合は、表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」及び「有料・無料・特別の法人無料・職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」を抹消し、並びに1から7までの全文を抹消すること。

6 ①欄には、申請書又は届出書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。

7 ②欄には、申請者又は届出者の氏名（法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

8 ③欄には、許可・届出の際に付与された許可・届出番号を記載すること。

9 ④欄には、氏名（個人）又は名称（法人又は団体における名称）を記載すること。

10 ⑤欄には、事業所の所在地（法人にあっては主たる事務所の所在地）を記載すること。

11 ⑪欄には、変更（廃止）事項について、変更（廃止）した年月日を記載すること。

12 なお書きは、代表者又は職業紹介責任者の変更届出以外の場合は抹消すること。

また、代表者又は職業紹介責任者の変更届出においてそれぞれ変更のないものに係る部分について抹消すること。

13 ⑭備考欄には、担当者職、氏名及び連絡先を記載すること。

14 職業紹介を行う事業所の新設又は廃止の場合における職業紹介事業変更届出書における記載方法

新たに職業紹介事業を行う事業所の新設を届け出て行う場合、又は、職業紹介事業を行う事業所を廃止する場合は、⑦欄には事業所の「設置」又は「廃止」を記載することとし、該当する全ての事業所の名称及び所在地を⑥欄に記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。

⑪欄に事業を開始する（又は廃止した）年月日を記載すること。⑫欄には、職業紹介事業所を設置する場合について、該当する事業所における職業紹介責任者の氏名、住所を記載すること。⑬欄には、事業を廃止した理由を具体的に記載すること。